

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	協働提案事業「街角スポット活用事業」の委託について
----	---------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：地域文化部文化観光国際課文化観光国際係）

事業の概要

事業名	協働提案事業「街角スポット活用事業」
担当課	文化観光国際課
目的	公開空地等の公共的空間を積極的な活用を図ることにより、文化芸術の振興を図るとともに、区の基本構想・総合計画で定めるまちづくりの基本目標の一つである「文化芸術創造のまち 新宿」の実現を進める。
対象者	区民及び来街者
事業内容	<p>新宿区文化芸術振興基本条例第 13 条「公共的空間の活用」の規定に基づき、協働提案事業として、次の 1 及び 2 の事業を実施する。(2 については個人情報扱わない。)</p> <p>1 街角スポット調査</p> <p>区民・文化芸術団体等が気軽に文化芸術活動を行える公開空地、ロビー空間、壁面空間等、多くの人の目に触れる「街角スポット」候補の情報の提供を広く呼び掛けるとともに、(1)のアンケート及び(2)のヒアリングを行い、情報収集を進める。これらに基づき、街角スポット候補を把握した上で、(3)の現地調査を行い、使用条件等を把握する。把握した街角スポット情報の集積を行い、整理体系化を図り、多くの方々に利用していただけるよう情報提供を行っていく。</p> <p>(1) アンケート：地域の文化芸術団体、芸能実演団体・実演家、企業等を 200 以上 (2) ヒアリング：地域の文化芸術団体、芸能実演団体・実演家、企業等を 10 回程度 (3) 現地調査：上記(1)(2)に基づき、スポットの現況を把握する必要がある場合</p> <p>2 街角スポット活用イベント</p> <p>上記 1 の調査の結果得られた街角スポットから 3 か所をピックアップし、実際にイベントを行うことで、活用の実例を示すとともに、配布物等により、この事業及びこの事業と連携して取り組んでいく第 2 次実行計画事業「新宿フィールドミュージアム」事業の周知を進める。</p>

◇個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 協働提案事業「街角スポット活用事業」業務の委託について

保有課(担当課)	文化観光国際課
登録業務の名称	街角スポット活用事業
委託先	社団法人日本芸能実演家団体協議会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	委託先に収集させる項目 情報提供者、街角スポット候補の管理者の郵便番号、住所、氏名、電話番号、メールアドレス(ある人のみ)
処理させる情報項目の記録媒体	パソコンのハードディスクドライブ、紙
委託理由	本事業は協働事業提案制度により社団法人日本芸能実演家団体協議会を委託先として採択した事業である。委託先は昭和40年から日本の文化の発展に寄与することを目的に活発な活動を行っている。 国や地方自治体からの調査、イベント等も多数受託し、実績が豊富であり、また、協働事業の原則の一つである役割分担として、下記内容の委託が事業の実施条件であり、実施に当たり、個人情報を委託先と共有することは欠かせないものである。
委託の内容	新宿区文化芸術振興基本条例第13条「公共的空間の活用」を具現化するため、文化芸術創造・発信の場として活用できる「街角スポット」を把握・活用するため、調査企画・イベント開催・情報発信について委託を行う。 1 街角スポット調査 広く情報提供を求め、街角スポット候補の事前調査、現地調査を行い、使用条件等を把握する。 ・アンケート:地域の文化芸術団体、芸能実演団体・実演家、企業等を対象に200件以上 ・ヒアリング:地域の文化芸術団体、芸能実演団体・実演家、企業等につき10回程度 ・現地調査:スポットの現況の詳細を把握する必要がある場合実施 ・街角スポット情報の体系化及び個々のスポットの具体的使用案等の作成及び発信 2 街角スポット活用イベント 上記調査による街角スポットを実際に活用したイベントの開催
委託の開始時期及び期限	平成24年4月1日 から 平成25年3月31日まで *次年度以降も継続実施が決定した場合は、以降継続とする。
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約に当たり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できるキャビネット等に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。